

仕 様 書

1 概要

(1) 件名

令和 8 年度肝属中部土地改良区管理施設(8 箇所)で使用する電気(低圧)の調達

(2) 需用場所

- | | |
|------------------------------|------------|
| ①鹿児島県肝属郡肝付町波見字猪ノ牟礼 3501 番地 1 | 流量調整工 |
| ②鹿児島県肝属郡肝付町波見字轟 3136 番地 1 | 第 2 警報局舎 |
| ③鹿児島県肝属郡肝付町野崎字東田 116 番地 1 | 和田子局 |
| ④鹿児島県肝属郡肝付町新富字崎山 7707 番地 | 肝付子局 |
| ⑤鹿児島県鹿屋市吾平町上名字西迫宇都 1319 番地 3 | 稻荷山子局 |
| ⑥鹿児島県肝属郡肝付町波見 3653 番地 | 第 2 スピーカー局 |
| ⑦鹿児島県肝属郡肝付町野崎 3098 番地 98 | 下抗口子局 |
| ⑧鹿児島県鹿屋市南町 4347 番地 3 | 鹿屋子局 |

(3) 用途

上記需要場所で使用する電力

2 仕 様

(1) 電灯

①流量調整工

交流単相 3 線式 100V 60HZ

②第 2 警報局舎

交流単線 2 線式 100V 60HZ

③和田子局

交流単相 2 線式 100V 60HZ

④肝付子局

交流単線 2 線式 100V 60HZ

⑤稻荷山子局

交流単相 2 線式 100V 60HZ

⑥第 2 スピーカー局

交流単相 2 線式 100V 60HZ

⑦下抗口子局

交流単相 2 線式 100V 60HZ

⑧鹿屋子局

交流単相 2 線式 100V 60HZ

(2) 動力

①流量調整工
交流三相 3 線式 200V 60HZ
②第 2 警報局舎
交流三相 3 線式 200V 60HZ
③和田子局
交流三相 3 線式 200V 60HZ

(3) 契約電力

①流量調整工 (旧一般電気事業者種別：従量電灯 B、低压電力)
30 アンペア (電灯) 8 kW 力率 80% (動力)
②第 2 警報局舎 (旧一般電気事業者種別：従量電灯 B、低压電力)
30 アンペア (電灯) 7 kW 力率 90% (動力)
③和田子局 (旧一般電気事業者種別：従量電灯 B、低压電力)
30 アンペア (電灯) 3 kW 力率 80% (動力)
④肝付子局 (旧一般電気事業者種別：従量電灯 B)
20 アンペア (電灯)
⑤稻荷山子局 (旧一般電気事業者種別：従量電灯 B)
20 アンペア (電灯)
⑥第 2 スピーカー局 (旧一般電気事業者種別：従量電灯 B)
20 アンペア (電灯)
⑦下抗口子局 (旧一般電気事業者種別：従量電灯 B)
20 アンペア (電灯)
⑧鹿屋子局 (旧一般電気事業者種別：従量電灯 B)
20 アンペア (電灯)

(4) 予定使用電力量

・予定使用電力量別紙のとおり

※予定仕様電力量は見込みであり、最低使用数量を保証したものではないとともに、
使用電力量は施設使用状況により増減する場合がある。

(5) 使用期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時 から 令和 9 年 3 月 31 日 24 時

(6) 電力量等の計量

- ① 電力会社の検針方法：自動検針 等
- ② 電力量計構成 : スマートメーター 等

(7) 需給地点

需要場所の引込柱上に設置した気中開閉器の電源側接続点

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(9) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 その他

- (1) 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- (2) 入札価格の算定にあたっては、力率割引又は割増、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮（計上）しないものとする。
- (3) 受注者は、力率の変動、その他要因による電力料金の調整及び仕様書に定めのない事項については、発注者の指示に従うものとする。